令和6年度 インターネット安全・安心通信

SNS などで誹謗中傷にあってしまったら

~子どもを守るために親ができること~

保護者向け 第6号 送信日 2024/8/29

デジタルネイティブである今の子どもたち。インターネットを活用して 生活するのが当たり前となっています。毎日、SNS でのやり取りを 注意して行っていると思いますが、それでも、SNS上で言い争って しまったり、傷つくことを書かれたりすることがあるかもしれません。 そんなときは、子どもと一緒に、冷静に対処していきましょう。



1. ミュートやブロックなどで"見えなくする"設定に

よく使われる SNS には、やりとりをコントロールする機能が備わっています。相手に知られずに投稿を 非表示にする機能(ミュート)をうまく活用しましょう。つながり自体を断つ機能(ブロック)もありますか ら、深く傷つく前に「見えなくする」ことをお勧めします。また、返信やコンタクトができる相手を制限でき る機能もあります。それぞれ、名称や操作方法などはサービスやアプリによって異なります。調べて確認 しながら使ってみてください。

2. 人権侵害情報の削除を依頼

《Step1》 可能な状況であれば、投稿者に削除してほしいと連絡してみる(無理は禁物)

《Step2》該当する投稿の URL やアドレスを控える 【投稿画面や動画の保存も重要】

《Step3》「通報」「報告」「お問い合せ」など削除の依頼などができるページやメニューを探す

《Step4》フォームに従って必要な選択・入力を行い漏れがないか内容を確認して、送信!



🌘 発信者の特定も可能

ミュートやブロック、削除依頼だけでは解決しない場合、発信者を特定して 損害賠償請求などを行うことも可能。発信者開示請求をしたい場合は、 弁護士にご相談ください。



3. 信頼できる機関に相談する

電話、メール、各種 SNS、Web チャットなどを使って、人に知られずに相談できる公的窓口があります。 1人で抱え込まず、相談してみましょう。

- 違法・有害情報相談センター (ihaho.jp)(総務省支援事業)
- 法務省インターネット人権相談受付窓口(jinken.go.jp)
- まもろうよ こころ | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

【出典】【特集】SNS 等の誹謗中傷 │ 安心・安全なインターネット利用ガイド │ 総務省 X(エックス) (soumu.go.jp) インターネット

【お問い合わせ】

福井県防災安全部県民安全課 ☎:0776-20-0745(直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp



